

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
1	前文	「急激な都市化を乗り越え、人口減少・少子高齢化が進行するなど、」とすると、前半は過去の内容、後半は現在の状況となり、文章のつながりがおかしいのではないかと。前後の文脈を踏まえ、文章の構成を見直した方が良いのではないかと。	引き続き検討	歴史的事実である過去に関する内容と現在の状況に関する内容を切り分けるなどの視点を踏まえて、文言の整理をし、文案を検討することとします。 【変更案】 そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、～
2	全体	条文の文末が「～ものとする」となっているが、行政が積極的に関与すべき内容等については、強調するため「～しなければならない」とした方が良いのではないかと。市民が見て分かりやすい表現とする方が良いのではないかと。 ・第5条第2項 ・第6条第2項 ・第7条 ・第8条 ・第9条 ・第10条 ・第11条第1項	引き続き検討	「～ものとする」は、原則や方針を示す場合の述語として用いられる表現であり、みんなのまち基本条例は、基本的な理念及び原則を定めた条例であるため現在の表現となっています。条文に強弱をつけるために文末の表現を変更するかについて、御意見を頂いた各条文において検討を行うこととします。
3	全体	「協創」は、協働から一歩踏み出した先に、みんなで考え共に行動しようという意味であるが、目指すべき姿として条例の中に盛り込むか検討しても良いのではないかと。 今の現状を考えると「協創」は、条文に書き込むというより、前文に掲げる今の形でいいのではないかと。	引き続き検討	協働の先の目指すべき姿の理念として、「協創」に関する記述を条例に規定するかについて、本市の現状とともに条文全体の検討を踏まえ、引き続き検討を行うこととします。
4	第2条第3号	「行政」の定義に、市職員について記載した方が良いのではないかと。補助機関と記載されているが、分かりづらいのではないかと。	逐条解説で対応	補助機関の定義について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することとします。

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
5	第2条 第4号	「まちづくり」の定義について、逐条解説の説明だけではなく、条文の規定として明記した方が良いと考える。	引き続き 検討	「まちづくり」の定義について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）による説明が充分かについて検討します。また、条文の規定として明記するかについても検討を行うこととします。
6	第4条	寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議検証報告書の16ページ、意見4について、検証報告書のとおり地域協働協議会を条文に明記するのか、又は、本条例とは別に条例化して位置付けするのか、検討する必要があるのではないかと。	規定する	現在、市内全小学校区において地域協働協議会が既に設置されているため、第4条第3項に、地域協働協議会に関する内容について、追加することとします。また、本条例に規定する場合の表現について引き続き検討します。
7	第4条	寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議検証報告書の16ページで、意見4に「…地域団体や住民で構成し自発的に活動していく組織（以下「地域協働協議会」という。）を設置することができる。」とあるが、現在市内全小学校区で地域協働協議会は全て設置されており、「～できる」という表現で良いのか。	引き続き 検討	なお、規定方法については、第10条第2項として追加することも含め、引き続き検討します。

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
8	第4条第2項 第10条	第4条第2項に「市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。」とあり、第10条には「行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、「自立」と「自律」を意図的に使い分けているのか。	変更しない	第10条については、自分たちが自らルールを守り、一方的に主張するのではなく、相手の主張を聴きながら活動する必要がある等の議論を経て、本条例制定当時から規定されているものであり、市民検討委員会からの報告書においても「自律」とされています。 第4条第2項は、平成24年度の条例検証を経て、平成25年4月から追加された条文であり、地域の課題に市民が自ら取り組み、自分たちでまちづくりに努めるという意味から「自立」とされています。 【参考】 〔自立〕 他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。 〔自律〕 外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること。
9	第6条	自助のための公助の取組（防災グッズの配布など）について、逐条解説の中に記載してはどうか。	逐条解説で対応	公助の取組について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することとします。
10	第7条	市が保有する情報を、市民が共有することは重要であり、この視点を入れてはどうか。 第1項の「市民と情報を共有して」という文章をいかしてはどうか。	変更しない	行政と市民との情報の共有については、第7条第1項に規定があるため、現行のとおりとします。 また、透明性の確保等に関する行政と市民との積極的な情報共有の必要性について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説を記載していますが、その内容が充分であるか検討します。
11	第7条第3項	「…効果等をわかりやすく説明するものとする。」とあるが、「効果等」は「費用対効果」と「成果」が含まれると考えることから、「効果等」を「費用対効果及び成果」としてはどうか。	逐条解説で対応	効果等の意味について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することとします。

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
12	第10条	「…必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、「必要に応じて」とあえて記載する必要があるのか。	変更しない	行政は、市民活動を尊重し、活動を支援するよう努める必要がありますが、市民の活動の自主性・自律性を尊重し、円滑な活動を阻害することがないように、必要に応じた適切な支援であることが求められることから、その旨を明示するため、現行のままとします。
13	第11条	「行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。」とあるが、行政の方が上の立場にあるような印象を受けるため、表現を検討してはどうか。	変更しない	本条文は、市政運営に、一部の市民のみだけではなく、全ての市民が公平に参画できる機会を確保することは行政の責務であることを規定しているものであるため、現行のとおりとします。 また、市民が公平に参画できる機会の確保について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解説を記載していますが、その内容が充分であるか検討します。
14	第12条	第1項について、「責任」が先に書かれており、「権利」が後に書かれているが、「権利」があるから「責任」が発生するものと考えため、逆に記載した方が良いのではないか。	変更しない	第12条は市民の役割及び責務を規定しており、第1項では、市民の役割及び責務を規定する前提として、自己の発言及び行動に責任を持った上でまちづくりに参画する権利を有する旨を定めているため、現行のままとします。 【備考：市民検討委員会の最終報告書（8ページ）から抜粋】 (5) 基本理念 わたしたち市民は、まちづくりの主役であり、自らの発言と行動に責任を持つことを前提として、まちづくりに参画する権利を保障されます。
15	第12条	市民は権利を有しているということが重要であるため、本条文の見出しに「権利」と記載するか、また市民の権利に関する条文を別途規定した方が良いのではないか。	引き続き検討	第12条は見出しのとおり、市民の役割及び責務について規定するものであり、第1項の規定は、市民の役割及び責務の前提として権利について定めているものです。 No.14の第1項の規定に関する検討状況により、見出しに「権利」を加えるか、また市民の権利に関する条文を別途規定するかについては、引き続き検討を行うこととします。

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
16	第12条 第2項	「市民活動の役割」とあるが、具体的な内容が分かりにくい ため、逐条解説の中で補足説明を記載した方が良いのでは ないか。	逐条解説 で対応	市民活動の役割の内容について、「みんなのまち基本条例の解 説」（逐条解説）に記載し、説明することとします。
17	第12条	本条例における第12条（市民の役割及び責務）の規定箇所 が今の箇所では分かりづらいのではないか。 全体の章立ての中で整理する必要があるのではないか。	逐条解説 で対応	本条例は、協働に重点を置くため、協働に関する内容を「第2 章 協働」としてあえて前半部分に規定し、市民に関する規定 と区分するように構成しております。このような条例制定当時 の経緯を踏まえ、現行のとおりとし、それらの説明について は、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載する こととします。